

令和元年6月11日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	浜	村	大				
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝
健	康	福	祉	課	長	高	野			正
環	境	安	全	課	長	宮	下			隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	関田 勝行
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	北 富美夫
学校教育課長	山口 勝好
生涯学習課課長補佐	加茂野 敏

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	前田 稔
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第1 町長提出 報告第19号及び議案第39号ないし第44号並びに町政一般
(質疑、質問)

日程第2 町長提出 議案第39号ないし第44号及び請願第4号ないし第6号
(委員会付託)

(開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長提出 報告第19号及び議案第39号ないし第44号並びに町政一般 (質疑、質問)

寺井強議長 日程に入り、町長から提出のありました報告第19号及び議案第39号ないし第44号に対する質疑、並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね30分以内とします。

また、今定例会より、一般質問の方式については、一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制となります。

なお、志賀町議会基本条例第10条第3項の規定により、一問一答方式を選択した場合は、答弁者に質問の趣旨を確認するための反問権を与えることとします。

それでは、発言を許します。

3番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

おはようございます。3番 福田晃悦です。

先程の議長のご挨拶にもありましたが、今定例会より当議会の議会改革の一環として、一般質問の質問方式を従来の一括質問、一括答弁から一問一答方式に選択できるようになりました。私は本日、一問一答方式で4点質問させていただきます。初めての一問一答になりますので、不慣れな部分があるかと思いますが、議会改革の第1歩として見ていただいている町民の皆様に分かりやすい一般質問になりますよう心掛けて行います。よろしく願いいたします。

まず、最初の質問です。子供の医療費助成制度についてお聞きいたします。

子供の医療費助成制度について、本町はこれまで県内でもいち早く18歳まで対象を拡大し、保護者の一部負担を廃止、つまり全額、町が支払う無償化を取り入れました。昨年度から、保護者の扶養になっていれば、町外に住所がある子供も対象とするなど、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っており、より、子育てしやすい町づくりになったと感じます。

助成方法として、本町では現在、子供が病気で医療機関において治療を受けたときは、一旦窓口で医療費を支払い、役場で申請を行った後で、掛かった金額が保護者の口座に振り込まれるという償還払いの方法をとっておりますが、共働きが多数をしめる昨今、職場を離れて役場に来庁する負担がある事や、医療費支払い時に受け取る領収書の有効期限があることから申告漏れの可能性があるとの声もありました。

これらの事から、保護者の方からは、後で返してもらえるのであれば、最初から無料にしてほしいとの声があることは、私も耳にしております。しかし、医療費を窓口で無料とする、いわゆる現物給付については、これまで何度も他の議員の方から一般質問などで取り上げられており、それぞれの助成方法のメリット、

デメリットについて、私も十分理解しているところではあります。

本助成金については、町長は、先月の19日に行われました本町女性団体協議会との意見交換会の場でも、子供の医療費窓口無料化を求められた際受診データを病院からもらい、町から保護者に振り込む仕組みを検討したい。と述べたとの記事が掲載されておりました。

町長が言われた方法は、役場で来庁して申請をしなくても、自動的に指定された口座に振り込まれる、自動償還払いと言われる方法のことと思いますが、その方法を採用した場合、その都度申請という手間はなくなり、しかも役場まで行くのが大変だとか、少額だからという申請漏れを防ぐことができます。

窓口無料化については、町側の費用の問題もあり、町が二の足を踏んでいることも十分理解しておりますが、保護者の申請の手間を軽減するために、この自動償還払いを採用することは、私も非常に良い方法ではないかと考えます。

まだ、この意見交換の日より、さほど日時は経過しておりませんが、この新聞記事を見た町内の子育て世帯の皆様はこの検討結果を心待ちにしていることに違いありません。少々気忙しい質問ではありますが、その後の検討状況をお聞かせください。併せて、自動償還払いを採用した場合に掛かる費用についてもいかにほどになるか、算出できましたらお伺いいたします。

小泉勝町長 議長。

福田議員の子供の医療費助成制度についてのご質問にお答えをいたします。

子供の医療費窓口無料化については、度々議会でご質問をいただき、その際、保護者の皆様に、受診の都度、医療にかかったコストを知っていただくことが重要と考え、償還払い方式を前提として、全額無料となる助成制度を設けているところである旨、答弁しております。

その点では、自動償還払いの場合、一旦窓口で支払っていただきますので、町の方針と合致しておりますし、保護者の皆様の申請の手間が改善されます。

そうしたこともあり、先月の女性団体協議会との意見交換会で、自動償還払いの方法を検討したいとお話しをさせてもらったところでもあります。

町としましては、自動償還払いの実施のために、手数料やシステム改善に費用がかかったとしても、保護者の皆様の申請の手間が改善されることから、前向きに検討させていただいたところでもあります。

しかしながら、検討を進めている中で、自動償還払いを実施する場合には、医療機関に、受診の都度、自己負担額支払明細書といった自動償還用の書類を別に作成してもらう必要があり、そのために、医療機関で診療報酬の請求システムを改修していただく必要があることが判明をいたしました。

システム改修には、医療機関ごとに数百万円の改修費用が掛かると見込まれ、本町のために、そうした負担を医療機関にお願いすることや町で負担することは、大変難しいことから、現実的に、自動償還払いの実施はできないと判断したところであります。保護者の皆様方には、自動償還払いの導入に期待を持たせたことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

このようなことから、従来の償還払い方式を継続していきますが、申請の利便性については、これまでも町ホームページでご案内しておりましたが、平日、役場に来庁することが難しいと言われる保護者の皆様には、郵送による申請ができることや、住民課総合窓口が祝日を除く毎週土曜日の午前9時から12時30分まで開いていること、また、時間外や日曜日にしか来庁できないという方については、本庁舎の日直又は宿直職員が、必要書類一式をお預かりすることなど、さらなる周知に努めていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 従来の償還払いの方法を継続ということで、調査することで前向きに何かできないことがないかということは良いと思いますし、今後また別の方法でできることが出てくるかなあとと思います。私の子供が18歳になるまで、あと17年ありますので、またその期間検討お願いしたいと思います。

2番目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問です。園児の園外活動の安全確保についてです。

滋賀県大津市で先月8日、散歩中の保育園児の列に車が突っ込み、16人が死傷しました。事故から1か月余り経過しましたが、現在でも現場の献花台にあふれた花やお菓子、ぬいぐるみが、人々に与えた悲しみと衝撃の大きさを物語っております。それから1週間後の同月15日、千葉県市原市の公園に車が進入し、遊んでいた園児をかばおうと女性保育士が大けがを負う事故も発生しました。散歩や広場での遊びを通じて、身近な自然や地域の暮らしと触れ合う。幼い子ども達に

豊かな体験をしてもらうのが園外活動の目的です。移動を含め、いかに安全を確保していくか。事故をきっかけに対策強化が求められております。

大津市のこの保育園については園庭がなく、ふだんから保育士が引率して琵琶湖畔へ散歩に出かけておりました。保育士は、園児に車道から離れた歩道を歩かせたり、列の前後を歩いて園児を見守ったりし、安全には十分配慮しておりましたが、保育園の近くに横断歩道はなく、湖畔に出るには数百メートル離れた交通量の多いT字の県道交差点を渡る必要がありました。

その交差点で右折しようとした乗用車と対向車線を直進してきた軽乗用車が衝突し、軽乗用車が歩道に乗り上げ、信号待ちをしていた園児らをはねたとの事です。車道と歩道の間には、一部に縁石があるだけでした。滋賀県は事件後、円筒形の緩衝具を置きましたが、周辺の横断歩道も含めて対策が十分かどうか、警察とともに検証することが必要です。石井国土交通大臣も、警察や自治体と連携し、移動の際の経路の安全確保へ、全国的な点検に着手したと明らかにしました。

運転者が責任を自覚して安全に努めることはもちろん、事故防止の方策は多岐にわたり、そのなかでも、道路・歩道を点検し、危険な場所にガードレールや緩衝具、標識を補ったり、横断歩道や信号の設置を見直したりして、歩行者の安全を強化する取り組みを急ぐべきであり、悲劇を繰り返さないよう、子どもがのびのびと遊べる環境に向けて、早急な対策が望まれております。

子どもが巻き込まれた事故をめぐっては、2012年に京都府亀岡市で集団登校中の小学生らが死傷した事故などを受けて、全国約2万の公立小学校などの通学路の緊急点検が行われました。文部科学省によると、その点検で7万4,000を超える危険箇所が確認され、その大半の路肩の拡幅やガードレールの設置、信号機や横断歩道の新設などの対策を実施済みとの事です。

しかし、幼稚園や保育園の通園や散歩のルートは、この緊急点検の対象外でありましたが、国は今回、施設外活動の経路の安全確認を徹底するよう自治体に求めました。安全箇所を把握するには、地域の住民の声を広く集めるのが有効であり、子供が安心して歩ける環境の整備は、高齢者や障害者をはじめ、だれもが安全に移動できる街づくりにつながり、発想や文化を歩行者優先へと転換していくことが問われております。

岩手県盛岡市の中心にある認定こども園、盛岡幼稚園は、周辺の車の往来も激

しく、歩道を行き交う自転車なども多いとのことですが、季節折々に園児が近くの公園へ散歩に出かけ、そうした環境で自分の身を守る交通ルールを覚えるのも目的の一つでした。しかし、今回の事故を機に、園独自のマニュアルを見直すとともに、散歩コースにある段差など注意を要する場所の有無や、横断歩道の青信号の時間などを改めて確認し、マップを作成する予定との事です。

当園の園長は、車などで送迎が増え、歩く力が弱くなっている印象もある。散歩や地面に触れる屋外での遊びには運動能力だけでなく、子供の発達に大きな効果がある。職員で情報共有しながら、安全に配慮して取り組んでいきたいと取材に答えたそうです。園外での散歩や外遊びは、小さな子どもの成長に大きな意味があり、保育士が多くの園児を連れて歩く姿は日常的な風景に溶け込んでおります。保育園で園児を預かる時間は幼稚園よりも長時間になり、園外での活動は園児に欠かせない習慣であります。しかし、今回の事故の衝撃で保育士が散歩をためらう気持ちになったのも不思議ではありません。

それでも、保育士の活動が萎縮して散歩をためらえば、子ども達はどうか。散歩を通じて得られる運動の効果や自然とのふれあいは貴重ではあり、大事なものは、保育士らが園児を安全に外に連れていける環境を作っていくことであり、安全確保を園だけに任せるのではなく、住民、行政、関連団体で協力し、取り組む必要があります。あらゆる手段を考えて、子どもの命を守る地域を実現していかなければならないと、考えますが、本町における町営保育園や民営幼稚園の園外活動についての安全確保について今後の対策をお聞かせください。

寺井強議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

福田議員の園児の園外活動の安全確保についてのご質問にお答えいたします。

先月8日、滋賀県大津市で、散歩中の職員と園児が交通事故に巻き込まれ、園児2人が亡くなるという、大変痛ましい事故が発生いたしました。犠牲となられた2名の園児のご冥福と、負傷された皆様のご回復を心からお祈り申し上げます。

本町では、事故の翌日、保育所長会議を開催し、保育園ごとに6つから8つある散歩コースの再点検と危険箇所の把握、カーブミラーなどの対策が必要な箇所があれば報告するようとの指示をしております。

各保育園では、全ての散歩コースを歩いて点検し、危険と思われる箇所の有無

についての確認を終えており、道幅が狭く、車との擦れ違いが不安な道は使わない、可能な限り交通量の少ない道を選ぶなどのコースの見直しを行っております。

民間の認定子ども園につきましても、散歩コースの再点検により、危ないと思われる箇所の洗い出しを終了し、現在、散歩コースの変更を検討しているところと聞いております。今回の事故を受け、国土交通省及び警察庁からは、園児等の散歩コースにおける交通安全の確保について通知もあり、羽咋警察署では、保育所等から依頼があれば、散歩コースの安全確認や指導の協力が得られることも了解をいただいているところであります。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

西課長答弁ありがとうございました。

答弁いただいた内容で具体的に進めていただきたいと思うところと、保育園を送迎する保護者のおじいちゃんおばあちゃんもだいぶ高齢化してきているので、送迎するときの駐車する場所の徹底されていない処があると聞いておりますので、お願いとして送迎時の車を止める箇所も門のすぐ前に止める方もいらっしゃって、非常に危ないと思うので、お願いとしてお願いいたします。

3点目の質問に移ります。無縁墓等の今後の対策についてお伺いします。お墓を引き継ぐ人が途絶えることに伴う無縁墓が社会的な問題になっております。

背景には、少子化や単身世帯の増加、都市部への人口集中などがあり、墓は全て子孫が永続的に継ぐことを前提とした永代使用の仕組が続いておりましたが、墓を守る人がいないと墓地が荒れてしまいます。引き取り手のない墓石が不法投棄される問題も各地で起きております。

熊本県人吉市が2013年、市内の全墓地を調査したところ、約4割の墓が無縁墓になっていたとの報道もありました。政府による全国集計はありませんが、無縁墓の増加は全国で広がっているのは明らかです。全国の墓地・霊園の検索サイト大手鎌倉新書によると、無縁墓に関する個人や寺からの相談は年々増えているとのこと。墓の維持が困難になったとして、墓そのものを処分する墓じまいという言葉も急速に広がってきましたが、墓石を処分する費用などが数十万円程度かかるため、放置するケースが目立つとのこと。また、墓を管理する寺側か

ら、檀家を離れる離檀料を請求されるのを避ける人もいるそうです。

墓地埋葬法によると、墓地管理料の未納が続き、かつ親族ら墓地の利用者と連絡がつかなければ、管理側が墓を処分することができます。しかし、親族らの所在確認などに手間取るうえ、墓石の撤去費用がかかるため、処分に消極的な場合が少なくありません。墓は先祖から代々引き継がれ、自身のルーツを確認するシンボリックな存在でした。しかし、近年、人と墓の関係を成り立たせてきた条件が変わってきております。

墓じまいをすることには、後ろめたさを感じる人も多く、自分の代で墓をなくすことは避けたいという気持ちも十分理解できます。しかし、もはやタブー視する時代ではなく、墓じまいや埋葬方法について、家族や親族間で話し合えるよう、意識を変えていくことも必要です。墓地の永代使用ではなく、20年、30年と使用期限を付けて区画を貸し出す自治体や寺も出てきており、期限を更新できる所もあれば、期限が過ぎると一律に合葬施設へ移す施設もあります。抵抗感のある人も少なくないと思いますが、無縁墓対策の有効な手立てのひとつです。

県内では津幡町等が町営墓地を行っておりますが、現在、約1,400区画が貸出しされており、空きは全くない状態で、複数の焼骨を共同で埋葬し、町が永年管理する形態の合葬墓はお墓のない、お墓を継ぐ人がいない、お墓のことで家族に負担をかけたくない方から随時受け付けているとのこと。本町においても急速な空き家の増加に合わせ、無縁墓や放置墓の問題が出てくることが予想され、検討していくべき課題と考えますが、本町の考えをお聞かせください。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 福田議員の無縁墓等の今後の対策についてのご質問にお答えいたします。

墓を継承・管理する人がいない無縁墓や、遠方にいるなどの理由から、管理がされていない放置墓が増加し、墓地が荒れたり、墓石の不法投棄という問題が、全国的に増加傾向であることは、承知しております。無縁墓・放置墓であっても、通常の墓石と同様に、あくまで個人の財産であるため、自治体や墓地管理者が所有者等の同意を得ずに、墓石を処分・撤去することはできません。

空き家については、平成26年に制定された空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、自治体が所有者に対して、空き家を適正管理するよう勧告・

命令等を出すことができるようになりました。

無縁墓・放置墓については、法整備がなされておらず、所有者に対しては、自治体が勧告・命令等を出すことはできませんが、墓地の管理については、墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき、公衆衛生上、問題がある場合には、墓地管理者に対して適正な管理を行うよう指導できるものとされております。

しかし、所有者が不明である等、適正に管理することは非常に困難であることから、今後、こういった墓石が増加しないようにしていくことが重要であると考えております。無縁墓・放置墓が増加している原因には、家族形態や個人の価値観の変化をはじめ、社会的な背景により、お参りする人が少なくなり、特定の継承者が一族のお墓を守るといった意識が薄れてきていることが考えられます。

このように、それぞれ事情が異なり、非常にデリケートな問題であることから、有効な解決策が無いのが実情であります。日頃から、家族の繋がり大切さや、郷土を愛する気持ちを育み、先祖を敬う意識を醸成していくことが重要であると考えられ、普段から、家庭において、こうした話をしていくことも必要ではないかと思うところであります。

なお、本町におきましては、町営墓地や合葬施設等の設置については、現在のところ考えておりません。以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 宮下課長ご答弁ありがとうございました。私も墓参りに行ったときに、整備されていなかったり、地震等により倒壊した墓があることは非常に危険だと思います。町営、公営では経営が難しいというのは、民間で手を挙げて経営されている会社さんもあるということなので、もしそのような話がありましたら、前向きに執行部でご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問です。新生児の聴覚検査の助成についてお尋ねいたします。

赤ちゃんの聴覚検査を促すため、費用を助成する自治体が全国的に増えております。制度のある市区町村は、2015年には1割にも届いておりませんでした。今年に入り東京都や大阪市、横浜市が導入するなど、ここ3年ほどで急増し、今年度中に4割以上に達する見通しだそうです。専門家も全自治体が助成制度の早期導入をと訴えております。

検査には、寝ている新生児にイヤホンで小さい音を聞かせて脳波を調べる方法などがあり、難聴の新生児は千人に1人、2人いるとされ、聴覚検査で発見できれば早期に適切な療育や支援を始められ、言葉の発達などへの悪影響が抑えられるとの事です。心身に重い症状が出る代謝異常などを調べる新生児検査は原則無料ですが、聴覚検査については、母親が妊娠中に風疹と診断され、難聴を伴う恐れがある新生児らを除いては保険が適用されず、3千円～1万円程度とされる検査費は全額自己負担となります。以前から費用の全額や一部を助成する自治体はありましたが、厚生労働省が2016年度に初めて調査したところ、こうした市区町村は6.3パーセントにとどまることが判明しました。新生児の約15パーセントが検査を受けていないことも、日本産婦人科医会の調査で明らかになったとの事です。

厚生労働省は2016年3月、全国の自治体に公費助成を積極的に図るよう通知し、その後、取り組みが進展し、昨年度までに市区町村の37.5パーセントが導入し、今年度中に43パーセントまでに増える見込みとのことです。2016年度まで助成制度を持つ自治体がなかった大阪府の43市町村では、大阪市が今年1月から最大4,020円を公費負担するなど、計11市町村が導入しました。これまでは、検査費が高い、上の子が大丈夫だったから必要ないと検査を受けないケースが目立ったといい、4月に導入された同府松原市にある阪南中央病院の山根院長は公費負担があると、検査の必要性を説明しやすいと述べております。

東京でも、既に実施していた4市村を除く全58市区町村で本年4月、一律3,000円の助成が始まりました。全市区町村で助成制度のある都道府県も2014年度は岡山、長崎の2県でしたが現在は13都県まで拡大しております。

日本産婦人科医会の松田副幹事長も助成制度があれば、検査実施率が高くなる傾向にある。どこで生まれても同じように助成を受けられる体制づくりが必要だと述べており、必要性の高さは言うまでもありません。

石川県では、小松市とかほく市が本助成を行っておりますが、(ブザーが鳴る)ぜひ本町でも助成導入を進めるべきかどうか考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

寺井強議長 福田晃悦君の質問はすでに30分を超えていますので、再質問は行わないことを命じます。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 福田委員の新生児聴覚検査の助成についてのご質問にお答えをいたします。時間も過ぎておりますので、簡潔にお答えをさせていただきます。

本町においては、町の保健師が、生後1か月から2か月頃に、新生児の家庭訪問を実施しておりますが、その際に、聴覚検査の受診状況について確認しており、昨年、出生の届出があった94名の新生児については、全員が受診をしております。

このように、本町では、助成制度の有無にかかわらず、100パーセントの受診率となっておりますが、今後の確実な受診と保護者の負担軽減を図るため、新たに新生児聴覚検査の助成制度を創設し、さらなる子育て環境の充実を図っていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は第2回定例会にあたり、5点について質問をさせていただきます。

まずは国民健康保険税、子供の均等割減免についてであります。

今、全国どこでも高すぎる国民健康保険税に悲鳴が上がっています。ここ志賀町でも例外ではありません。全国知事会等からも国庫負担の増額をの声が上がっています。国保税の中で一番ひどいのはサラリーマンが加入している健康保険にはない、家族の人数に応じて掛かってくる人頭税の均等割があります。したがって、お子さんの人数の多いご家庭ほど負担が重くなる仕組みでありまして、子育て支援に全く逆行するものでしかありません。本町では赤ちゃんが産まれたら、均等割が年3万6,600円新たにかかってきます。そのような中、国の施国庫負担増額を待つまでもなく、本町での防波堤としての子育て支援として、国民健康保険税、子供への均等割減免を求めるものであります。本町では580万円あれば、全額免除が出来ます。財源はふるさと納税、町長におまかせ分で賄えますがいかがでしょうか。お伺いをいたします。

次に、子供の医療費、無料化についてであります。子供の医療費病院窓口無

料化をしていない自治体は、県下では条件の多少の違いはありますが、以前として本町と七尾市だけとなっています。全国的にもいよいよ数えるだけとなりました。

子供の医療費病院窓口無料化は、今では少子化対策、移住、定住促進策であり、子育て支援策の決定版として位置付けられてきています。そんな中、本町では、経費が増加する、医療費の実態を知ってもらう、優先度を考えている等と、実施がなされていません。経費は全国どこの自治体でもやりくりをしています。子育て支援の1丁目1番地がないという事は、わざわざ、移住、定住希望者を遠ざけているようなもので、町の総合基本計画に逆行するものと言わざるを得ません。

先日の地元新聞にも、本町女性団体から子供医療費病院窓口無料化を求める声があったと報じられていました。子供の医療費病院窓口無料化は、最優先の子育て支援策であり、受診時にお金の心配をさせないことが、子供の命と健康を守ることになります。よって引き続き、子供の医療費病院窓口無料化を求めるものがあります。

3点目は、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設をについてであります。人間は誰でも加齢とともに、高い音から徐々に聞こえにくくなり、70歳以上の半数に難聴があるとされています。言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、コミュニケーションにも支障が出て社会的に孤立することで、認知症のリスクが高まります。難聴になったら、なるべく早い補聴器の使用が聞こえの改善にとって大切との事であります。しかし、補聴器は15万円から30万円ほどと高価で、年金暮らしの高齢者には手が届きません。補聴器購入の公的補助は、障害者手帳を持つ重度の難聴者に限られています。3月の第1回定例会では、国に対し加齢性難聴者に対する補聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書を全員賛成で可決をしています。しかし、国の施策を持つまでもなく、本町独自の加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設をされて、高齢者の社会参加を後押しすべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、4点目は、道路沿いの除草を年2回求めよについてであります。

本年はすでに記録的な暑さが、各地で見受けられました。そういった中、道路沿いの雑木、雑草の繁茂に例年のごとく悩まされているところでもあります。それ

は道路を狭くし、見通しを阻害し、中には道路標識をも見えにくくしています。したがって、交通安全上、逆走防止上、そして水田のカメムシ発生防止対策にもなる本町内の国道、県道、のと里山海道、乗り降り側線沿いの除草を年2回にわたって、徹底して頂きたい旨を国や県に申し述べて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、志賀原発の廃炉を求めよについてであります。

法律で設置が義務付けられている安全施設が完成していないのに、原発を運転させるなどということはあってはなりません。原子力規制委員会は4月24日、原発の新規制基準で設置が義務付けられているテロ対策施設、特定重大事故等対処施設、いわゆる特重施設が期限までに完成していない原発の運転を認めないことを決めました。特重施設とは、原子炉を遠隔で冷却する緊急時制御室や原子炉格納容器内への冷却用注水設備などを備えた事故対処の拠点のことです。原子炉建屋に大型航空機が衝突した場合や、原子炉の著しい損傷が発生する恐れがあるか、損傷した場合などに備えた施設です。原子炉から100メートル以上離れた場所に設置されます。特重施設の設置は、東京電力福島第一原発事故を受けた2012年施行の新基準で義務付けられました。しかし、志賀原発も含めて同施設が完成した原発はまだ一基もありません。工事が大がかりになるので、特重施設の建設は長期化が見込まれます。もともと、原発の格納容器や使用済み核燃料貯蔵施設などは、テロや航空機などの直撃を想定しておらず、弱い構造です。特重施設が完成したとしても機能するのかが何ら実証されていません。原発がある以上、安心などはありません。したがって、志賀原発にはこれを期にこれ以上お金をかけないためにも今すぐ廃炉にして、地域の仕事起こし、雇用確保にもつながる安全な自然再生エネルギーへの切り替えで、北陸電力には、地域との共存、共栄をはかるべきと求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。以上をもって私の質問といたします。

小泉勝町長 はい、議長。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 中谷議員の加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設についてのご質問に
お答えをいたします。

障害者総合支援法に定める、補聴器購入助成制度の対象者は、両耳の聴力レベ

ルが 70 デシベル以上の方や、片側の聴力レベルが 90 デシベル以上で、もう片方が 50 デシベル以上の方となっており、聴覚障害 6 級以上として、身体障害者手帳の交付を受けた方となっております。国の補聴器給付の基準額は、最も軽度な手帳所持者の方が使用する高度難聴用耳かけ型で 4 万 3,900 円であり、原則 1 割が自己負担となっております。加齢による難聴及びそれにとまなう認知症は、誰にでも起こりうるものであり、認知症を予防する観点から、人との会話を通してコミュニケーションを図ることは、重要であると認識しております。しかし、加齢に伴う身体の衰えは聴力だけではなく、視力や筋力、膝などの関節等、至る箇所にあふことが現実であり、全てに対する支援は難しく、難聴者のみを対象とした町独自の制度の創設は、公平性に欠けることから、考えておりません。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく申し上げます。

寺井強議長 はい、議長。

西清孝住民課長 中谷議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、国民健康保険税の子供の均等割減免についてであります。

国民健康保険税の負担軽減措置としましては、国の制度の中で、子供を含めた被保険者に対し、所得に応じて、均等割と平等割の 7 割、5 割、2 割の軽減が適用され、負担が少なくなっております。また、先月の第 1 回議会臨時会では、5 割、2 割軽減の対象を拡大するため、軽減判定所得の基準額の引上げの条例改正について、報告させていただいたところであります。

ふるさと納税の寄附金を財源にとのご提案ではありますが、昨年の国民健康保険の制度改革により、国は自治体に対し、決算補てん等目的の法定外一般会計繰入金金を削減・解消すべきとの指導をしており、これに該当することから、寄附金の活用はできないものであります。さらなる軽減策としての子供の均等割減免については、子育て世代以外の納税者にも負担を求めることになり、公平性・平等性の観点からふさわしくないと考えており、今のところ、子供の子供の均等割の減免を行う考えはありません。このことにつきましては、税と社会保障の一体改革として国が制度を創設すべきであると考えており、全国知事会や全国町村会において同様の提言がなされておりますので、今後、国の動向を注視していきたいと考えて

おります。

次に、子供の医療費病院窓口無料化についてであります。

このことについては、度々、中谷議員からご質問をいただいておりますが、議員のご発言にもありましたとおり、これまで、費用の問題に加えて、保護者の皆様に医療にかかったコストを知っていただくことが重要と考えていること、限られた財源の中で、優先度の高いものから実施していくべきと考えていると、お答えをしてきたところであります。他にも、自治体間で助成の内容が違うことについて、個々の自治体の取組みだけでは、自ずと限界もあり、先般、石川県町長会から県知事に対し、全国どこでも同じ制度の下で、安心して医療を受けられる体制の構築を、強く国に働きかけるよう要望したとお話しもさせていただきましたが、その後、国に対し、全国知事会や市長会、町村会から同様の提言がなされております。子供の医療費助成制度については、先程答弁した国民健康保険税の子供の均等割の減免と同様に、国が制度を創設すべきものと考えており、今後、国の動向を注視していきます。そうしたことから、今のところ、窓口無料化は考えてはおりません。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の志賀原発の廃炉についてのご質問にお答えいたします。

本議会初日に町長が提案理由で述べましたように、現在、北陸電力では、次回の新規制基準への適合性に係る審査会合に向け、陸域においては、新たに選定した3本の断層を含む評価対象断層の活動性評価のためのデータ拡充を目的としたボーリング調査等を実施しており、海岸部においても、評価対象断層の選定等のため、継続的に同様の調査を実施しているとの報告を受けております。町としては、原子力発電所の安全性に関わる事でありますので、引き続き、審査会合等の状況を注視しているところであります。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 関田まち整備課長。

関田勝行まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の国・県道沿いの除草についてのご質問にお答えをいたします。

このことについては、道路管理者である県に確認したところ、車両の通行や歩

行者の安全を確保するため、例年、枝木や草木の繁茂期に適切に除草作業を行っているとのことです。また、道路標識、案内看板等が見えにくく、通行に支障がある箇所については、早急に対応するとの回答であります。

町としては、国道や県道は、通行量も多い幹線道路であることから、今後も適切な管理を県に強く要望してまいります。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 中谷松助君。

中谷松助議員 それでは、3点にわたって再質問させていただきます。

まず国保税、子供の均等割減免についてでありますけれども、現に県下でも加賀市がやりくりをして実施をしまして、子育て支援をしています。税の公平性といわれますけれども、逆に言えば国保に加入されてますから、加入されている方からの税金は他の施策にも使われています。そこはお互いさまではないでしょうか。支援には免除もあれば半額、3割減免も全国にはございますがいかがでしょうか。

2点目は、加齢性難聴者の補聴器購入による助成制度の創設をについてであります。世界保健機関は41デシベル以上はつけた方がいいと言っています。従ってわずかでも支援があれば、支援があることがきっかけや後押しになると思いたすがいかがでしょうか。

3点目は志賀原発の廃炉を求めよについてでありますけれども、安全対策は必要なわけですが、またしても再稼働のための施策を私達の電気料金から莫大な費用を使って行うのではなく、廃炉にして安全対策を講ずるべきと思いますが、いかがでしょうか。以上の3点でございます。

寺井強議長 西住民課長。

西清孝住民課長 はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えをいたします。今ほど国保の加入者もほかの税金に使われているのではないかというような趣旨だったかと思いますが、国民健康保険の制度の国民保険税は、国保の運営のためだけに使われているんです。いわゆる目的税と言われるものでございます。だから一般の方の税金が国保の運営に使われるというのはちょっと違うかなと思っております。また、一般会計からの繰り入れですが、法廷繰り入れに該当するから先程はできないものとお答えをいた

しましたが、ルール分事務費であるとか職員費。また、国保の軽減は町が負担しておるんです。一般会計繰入は認められているものでございます。以上でございます。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えいたします。まずは今ほどの国民健康保険税の子供の均等割減免についてですが、今ほど担当課長が言ったとおりであり、税の社会の一体改革として国が制度を創設すべきと考えており、全国知事会や全国町村会において同様の提言をしておりますので、今後国の同行を注視していきたいと考えております。

続いて、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設についてでありますけれども、先程も言いましたように、加齢による身体の衰えは聴力だけではなく、至るところにでてきますので、衰えに対する支援は大変難しく、難聴者のみを対象とした助成制度の創設については、公平性にかけると観点から考えておりません。

続いて、原子力発電所の廃炉についてでありますけれども、町としては原子力発電所の安全性に係ることですので、引き続き審査会合の状況をしっかりと注視していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、質問の答弁といたします。

寺井強議長 中谷松助君。

中谷松助議員 国保税、子供の均等割減免についてでありますけど、答弁にも言われて

ましたけども子育て世代以外の納税者にも負担を求めることになり、公平性、平等性の観点からふさわしくないということですけども、私が言いたいのは、国保に加入されている方は、消費税やら一般国民として税金を払われているわけでありまして。その税金はいろんなところに使われています。ですからそういう意味で子育て世代以外の納税者の方に負担を求めることになる。そういうのはやはり言えないと思う。それこそがお互いさまだということだと私は思っています。以上です。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

中谷議員の再々質問にお答えいたします。議員の質問でありますけど意味が分

からない質問であり、答弁に際しては控えさせていただきたいと思えます。

寺井強議長 中谷松助君。

中谷松助議員 時間はありますけど、2回質問しましたので私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

寺井強議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

5番、南正紀です。今定例会におきましては、住民の皆様の安心・安全且つ快適な住環境について、子ども達の教育環境等について3点の質問をさせていただきます。

最初、西山台地区の安全対策についてお聞きをいたします。

西山台地区につきましては、平成4年にニュータウン構想に取り掛かり、平成7年度より用地買収を開始、平成9年度には開発行爲許可申請などの許認可を得ました。しかしながら、バブル崩壊等により事業を凍結せざるを得ない状況に見舞われました。その後も日本経済は低迷を続け、都市部に仕事を求める若者の人口流出が深刻な事態となり、これに歯止めをかけるべく、平成18年度に再度構想に着手、平成20年度の分譲開始以降順調な応募があり、第2工区の造成を前倒ししましたが、ここでまたリーマンブラザーズの経営破綻を引き金に世界的な不況に陥り、分譲・予約は低迷することとなりました。当時は、この事業について疑問も見られたようですが、手厚い補助制度と熱心な売込みにより見事に完売し、今では堀松校下の賑わい創出の原動力に成長しました。人口流出の防止と定住の促進に大きな成果を上げた西山台地区につきましては、今後もしっかりとしたケアを求めるものであります。

さて、国土交通省が平成29年に全国の市区町村に実施した興味深い住宅団地の実態調査があります。これによりますと、住宅団地が所在する市区町村のうち6割超の市区町村で住宅団地に係る問題意識を有しています。具体的には、地区の高齢化、空き家、交通機能低下、生活利便性の低下、コミュニティ弱体化が多く指摘されています。この点は、当町緑が丘地区に一部あてはまるものと考えられ今後の対策が必須と考えますが、これらの自治体のうち約2割において住宅団地再生に係る取組を実施しているとのことであります。具体的には、高齢者対応、若年世帯転入促進、空き家対策、コミュニティ力向上などであります。

西山台地区におきましては、これらの問題は発生していないようではありますが、将来的な問題として現時点から未然防止に取り組むべきと考えますが、同地区が将来に向けて魅力的であり続けるために、との観点から、安全対策について気になる点があります。西山台2丁目末吉側の2号調整池へつながる排水路につきましては、蓋版の設置や転落防止柵の設置がなされておらず、以前より住民の皆様から子どもの転落等を危惧する声が聞かれています。また、調整池侵入口には進入禁止の看板が掲示はされているものの、規制はロープ1本が張られただけで容易に侵入できる状態です。一方、みらい東部地区の1号調整池やB-2号調整池、これに接続する排水路等を確認しましたが、全ての排水路には蓋版がされており、調整池や危険が存在する箇所には入り口が施錠されたフェンスが設置され万全の安全対策が取られていると感じました。西山台地区の危険箇所におきましても同様に、事故が発生する前に安全対策を施すべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南正紀議員の西山台地区の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の排水路の蓋版や転落防止柵設置については、平成29年度のタウンミーティングで回答いたしましたが、現在の車道は6メートル、歩道は2メートルの幅員があり、道路・歩道の安全性は十分に確保されていると考えております。排水路については、隣接する山からの表流水を直接流入させるために開渠としており、また、除雪の際の雪捨て場を確保しなければならないことから、フェンスは設置しておりませんので、ご理解をお願いします。なお、転落が危惧されることとありますが、地域ぐるみで、子ども達に注意喚起していただきたいと思っております。また、調整池の侵入口については、注意看板とロープで侵入の規制をしているところですが、改めて施設の点検を実施すると共に、2カ所の侵入口については、新たにフェンスを設置し、安全対策を徹底していきたいと考えております。以上、南正紀議員の質問に対する答弁といたします。

寺井議長 南正紀君。

南正紀議員 ただいまの点について再質問させていただきます。

さきほど福田議員が触れられていた質問にもありますように、例えば滋賀県大

津市の園児の事故の件、それから千葉県市原市の砂場に車が突っ込んだ件ですが、これらの箇所というのは、以前よりも近隣の住民などから危険が指摘されていた場所と聞いています。西山台の排水路につきましても、住民の皆様が、現に危険を感じているわけですので、入り口のフェンスには前向きな回答をいただいて大変ありがたいのですが、蓋版を設置して山側からの水が入らないとか、排水がしにくいとかであれば、グレーチングのような隙間の多い蓋を設置することも可能かと思えます。子ども達の行動というものは、非常に予測がつかないことをとりますので、教育だけで果たして防げるのか不安もございします。それとあの排水路については、確か幅が90センチくらい、深さが55センチくらいあったと思うんですが、昨年の豪雨の場合も相当数の水量があったと思ったんですが、仮に子供が転落すれば、当然大きな人災も発生することも考えられますので、進入口以外の排水路についても若干また検討できるものがありましたら、お願いいたします。

寺井強議長 答弁を求めますか。

南正紀議員 答弁できましたら。

寺井強議長 はい、小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南議員の再質問にお答えいたします。転落防止の蓋版の設置でありますけども、グレーチングでもよいのではないかということでありまして、グレーチングでは雪捨てに支障がありますので、無理としても、何らかの対策がありましたら、その旨対応したいと思っておりますが、今のところそれに見合う対策が考えられませんので、もうしばらく検討させていただきたいと思っております。以上であります。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

今の点につきましては、前向きな考えをいただくことができありがとうございます。蓋版設置しなくても、例えばチェーンなんかで規制するというのもできますので、また前向きにお願いいたします。

それでは、2点目の質問をいたします。

スクールバスが子ども達の体力低下に与える影響についてであります。

志賀小学校も早いもので開校4年目を迎えました。この間、大きな事故や問題も発生しておらず、堅調な学校運営に大きく感謝するところであります。私は、こ

れまで何度か統合小学校についての質問をさせていただきましたが、統合前は問題点の掘り起こしや不安解消、統合直後には発生する課題等について考えてまいりました。今後は、保護者の皆様や子ども達に信頼され続ける学校運営について検証し続けてまいる所存でございます。全国的に少子化が進行する中、学校運営をより効果的という観点から、小中学校の統廃合も加速的に増えつつあります。その際に懸念されることのひとつがスクールバス導入による児童生徒の体力低下であります。文部科学省が昭和 39 年から行っている体力・運動能力調査によると、子どもの体力・運動能力は、調査開始以降昭和 50 年頃にかけては、向上傾向が顕著でありましたが、昭和 50 年頃から昭和 60 年頃までは停滞傾向にあり、昭和 60 年頃から現在まで 15 年以上にわたり低下傾向が続いているとされています。屋外で遊ぶ機会の減少や、交通インフラの利便性向上などによる歩行時間の減少などが主たる原因とされております。一方で、身長・体重など子供の体格は向上しており、文部科学省が毎年実施している学校保健統計調査によりますと、現在は身長も体重もほぼ伸びが止まっているものの、現在の子供達と親の世代とを比較すると、11 歳男子の平均身長で 4.5 センチ、14 歳男子で 4.6 センチ、17 歳男子で 2.6 センチ親の世代を上回っているとされています。このように、体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることは、体力の低下が深刻な状況であることを示しています。そのような環境下、スクールバス導入により子ども達の歩行時間が減少し、体力低下に拍車がかかるのではと懸念されております。

末吉に在住する河野重樹氏が富来小学校の校長職にあった時にも、自身でその傾向をつかみ、対策を講じていたと聞きます。河野氏は県の体力調査の結果や、スクールバス導入前後の児童の運動能力を自身で検証した結果、導入後の通学距離の短い子ども達の運動能力が低いと結論付けたと言います。そして、その対策として授業開始前の時間や、いわゆる長休みの時間を利用し、時間に余裕のある先生方とランニングをさせる等を行ったそうであります。

現在、統合 4 年目を迎えた志賀小学校においては、これらをどのように検証し、対策しているか、教育長にお聞きいたします。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 議長。

南正紀議員のスクールバスが子ども達の体力低下に与える影響についてのご質問にお答えいたします。

本県では、全ての小中学校でいしかわっ子体力アップ推進事業の一環として、児童生徒の体力の実態を把握するため、小学校高学年以上の児童生徒を対象に、握力、50メートル走、立ち幅跳びなど、8項目に及ぶ種目で体力・運動能力の調査を行う体力アップ1校1プランに取り組んでおります。さらに、その結果を基にいたしまして現状・課題を把握し、体育の授業や体育的行事などを通じて、児童生徒の体力向上に取り組んでおります。

ご質問にある志賀小学校での児童の体力について、その調査結果から見ますと、平成28年度の統合以来、体力の実態は、3年間大きな変化は見られません。しかし、県全体の平均値と比較すると、29年度は県平均を下回っている結果となっており、30年度はやや改善が図られ、県平均レベルとなっております。

また、児童の実態としては、地域のスポーツクラブに所属するなど、意欲的に運動に取り組む児童が多くいる一方で、体育の授業以外に運動をする機会が少なく、運動に苦手意識を持っている児童も増えており、議員ご指摘のとおり、今後、体力低下が懸念されます。志賀小学校では、こうした状況を受け、体育の時間に3分間走やサーキットトレーニングを取り入れることで、運動量の確保を図ったり、楽しみながら運動するスポチャレいしかわに取り組むなど、児童の体力アップに努めております。

また、来年度の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えまして、スポーツ庁委託事業のオリンピック・パラリンピック教育推進校の指定を受け、休み時間を利用したミニオリ・パラチャンピオン大会を行うなど、体力向上の工夫を行っております。児童生徒の体力低下については、引き続き、志賀小学校をはじめ、町内4校の体力の調査結果や取組状況につきまして確認を進め、本町の児童生徒の体力・運動能力の向上に努めていきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

教育長の答弁より様々な工夫がされているということでありました。大変ありがたい話であります。基本的に子どもの体力低下を防止するために学校では、

休み時間に外で体を動かすようにとかいう指導をされているかと思いますが、その中で志賀小学校はマンモス校でありますので、天気の悪い日などは校庭に出られません。体育館の面積にも限りがありますので、また色々と工夫したご指導をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、3点目についてであります。本町の町教育目標についてであります。

本町の教育目標は、自主・自立・共生を見据え綿密につくられています。中でも学力調査の分析を生かした指導法の改善と活用力の育成については、特に注目しているところであります。現役の子育て世代の親として大いに期待を寄せる町独自の学力調査から導き出された結果を、どのように教育現場に反映させているかの詳細な説明を求めます。また、町独自の学力調査については、児童生徒、保護者からどのような評価を得ているのでしょうか。併せて説明を求めるものであります。加えて、教育目標には食育も重点対策されています。地場産食材の利用促進による郷土の食文化の継承について、大いに期待すべき取り組みであり、現状の取り組み状況と評価についての説明を求めます。以上です。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 議長。

南議員の志賀町教育目標についてのご質問にお答えをいたします。

志賀町教育目標の中で、学力調査についてであります。例年4月に、全国学力学習状況調査と県の基礎学力調査が行われており、町独自の学力調査は、平成22年度より12月初旬に実施しております。ねらいとしては、4月に実施する国・県の学力調査以降の学力向上に向けた取組につきまして、その進捗状況を年度の途中で確認するとともに、経年で比較することで課題を明らかにし、引き続き学力向上に向けた指導法の改善を図ることにあります。各学校では、詳細な学力調査の結果をもとに、一人ひとりに応じた指導に役立てたり、教員の授業力向上につなげたりしております。また、児童生徒一人ひとりに個表がついており、点数だけでなく、これからの学習に役立つアドバイスを得ることができず。

さらに、個表には、学習に関するアンケートや、結果を受けて気付きを記入する欄が設けられており、児童生徒が個表を家庭に持ち帰り、保護者とともに振り返るこ

ととしており、学校だけでなく、保護者とも連携して学力向上に向けて活用を図っているところです。なお、児童生徒や保護者の評価についてですが、教員アンケートや児童生徒の学習に関するアンケートから、分野別に詳細な結果が出るので、自分の課題を把握できるといった声や、自分の学力を客観的に把握できるといった評価があることから、今後も継続して町独自の学力調査を実施していきたいと考えております。

次に、食育についてですが、地場産食材の利用促進については、ころ柿や能登牛、甘エビなど、たくさんの地場産食材を提供していただいております、お米や野菜などにつきましても地元の食材を利用しております。また、郷土の食文化の継承として、各学年では、食に関する全体計画が作成され、児童生徒は年間指導計画に基づいて郷土の食文化等について学んでおります。そのほか、共同調理場と連携をし、地場産食材を利用した給食試食会の実施や献立コンクールに取り組むなど各学校で様々な取組が実施されており、地場産食材の良さや食育の重要性についての児童生徒の理解は深まっていると考えております。さらに、今年度編成中の志賀町学校教育モデルにおける志賀ふるさと学習の内容の一つに、郷土の食文化等を取り上げることとしており、今後は、志賀町学校教育モデルを実施していくなかで、郷土の食文化の継承につなげていきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 食育については郷土愛の醸成、心にも大きく寄与するものでありますので、今後とも積極的な取り組みをお願い申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。

寺井強議長 7番 堂下健一君。

堂下健一議員 議長。

おはようございます。私は、大きく2点質問していきます。第1点目は、空き家対策についてであります。

2015年5月26日に空き家対策特別措置法が制定され、すでに4年間の経過しています。この法律の大きな特徴は、自治体が所有者を特定し、強制的に解体が命じられることになったことです。空き家も賃貸空き家、売却用空き家、2次の住宅、その他空き家、と4つに分類されていますが、志賀町ではその他空き

家に該当する空き家が最も多く、今後益々問題となってくると思われます。町内では家を解体し更地をしている地区も増えていますが、今後益々増えていくことが予測されます。現時点では、まだ空き家の解体問題が顕在化していなくても、今後必ず問題となることでしょう。現時点で空き家となっている家は、将来的に人が住むとは思えない家が多くなり、特定空き家の指定をせざるを得ない家が増えると予測されます。そこで、現時点で、10年後、20年後に空き家がどのくらい増えていくのか既に予測がされていると思いますが、その予測をお聞きします。

2番目に、国道・県道・町道に面した特定空き家となる可能性が高い家については、所有者自身に対応すれば全く問題はありませんが、様々な理由から行政による指導・勧告から改善命令が下さる率が高くなり、特定空き家に指定をされ、行政による強制執行が緊急の課題として出てくると思います。強制執行はなるべくさけるために所有者と様々な観点から相談や打ち合わせ等がなされるようにと思います。志賀町では空き家等対策計画が策定済みとなっていますが、多くの町民の皆さんは計画が策定されていることをご存じない方が多いことと思います。空き家の発生抑制、予防について、町の広報、ホームページ、パンフレット等を通じた啓発等の取り組みも謳われていますが、計画策定から2年間の啓蒙活動の実態と反応をお聞きします。

3番目に、また、町内の空き家率と居住不可能な空き家の割合が志賀町空き家等対策計画が数字で示されていますが、これは早急な対策が求められており、対応は今後のモデルケースとなる可能性もあるかと思いますが、町長の認識をお聞きします。

4番目に、空き家問題の最後に、空き家対策特別措置法が施行されてから、志賀町で空き家が何戸利用されたのか、あればどのような家が対象となったのか、その実態をお聞きします。

大きな2番目として、町内に住む外国人が増えてきていますが、ゴミ出しや公的機関の案内表示、外国語での対応の対応・配慮はできているのかお伺いします。

志賀町には現在166名の外国人が生活しています。内訳は中国から93名、フィリピンから25名、ベトナムから23名、インドネシアから7名、その他の

国々から 18 名ということです。志賀町に住んでいる理由は、結婚や仕事などいろいろあると思います。また、旅行客や政府の外国人労働者の導入政策により今後ますます増えていくことが予測されます。

先日も、中国から志賀町に来て町内で働いている人のお話を聞く機会がありました。日常なことでは、ゴミの出しの仕方がわからないということでした。ゴミ出しについては、説明の英語版はあるようですが、ほかの言語については整備されていないようですので、早急に整備して配布することが必要と思いますが、町の対応について聞きます。また、今後病院や役場での対応も出てくると思います。多く男の言語に対応できる自動翻訳機なども安く市販されていますが、役場や診療所、病院への配備等を考えているのかお聞きします。

さらに、公的機関への案内表示等は多言語での表記が求められていますが、すべての言語に対することは無理としても、少なくとも英語、中国語、ベトナム語等町内在住の主要な国の言語での表記対応をしなければならないではないかと思いますが、対応をお聞きます。今年も災害多発の季節を迎えますが、避難所の表記や避難者への対応がここでも求められますが対応はできているのかお聞きします。以上です。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員の町内における外国人の対応についてのご質問にお答えをいたします。

本町の直近 3 カ年の外国人登録者数については、4 月 1 日時点で、平成29年が 125 人、平成30年が 154 人、そして、今年は 162 人と、年々増加している状況にあります。そのうちの約 6 割が、技能実習の在留資格で働きに来た方であり、本年 4 月に、出入国管理法が改正され、特定技能の在留資格が追加されたことから、本町における外国人は、今後も増加していくものと考えております。そうした状況の中で、まず、ごみ出しの仕方についてであります。現在、外国人労働者を受け入れている企業の協力により、対応しております。

また、ごみ出しパンフレットについては、英語版を作成しておりますが、今後、外国人労働者の受入が増加することが予想されますので、受入状況等を見ながらその他の言語についても、検討していきたいと考えております。

次に、役場や病院などの公共機関での外国人への対応についてではありますが、現在のところ、町内企業が技能実習生として受け入れている場合にあつては、企業の方を介して対応し、また、英語が話せる場合には、職員が通訳するなどして、対応しております。しかしながら、議員ご指摘のように、英語以外の言語にも対応しなければならないケースも想定されますので、今後、タブレットやスマートフォンなどに、自動翻訳機能を有するアプリをダウンロードするなどして対応していきたいと考えております。

次に、多言語による公的機関の案内表示についてではありますが、本町に住んでいる外国人も、本町を訪れる観光客も、国籍は様々であり、全ての言語を表記することは、難しいと考えております。そのため、まずは、英語での表記やピクトグラムと言われる絵文字やマークでの表示も検討していきたいと考えております。

しかしながら、これだけでは、施設の機能や役割が分かりづらく、場合によっては、説明が必要となるケースも想定されますので、その際には、先程と同様に、タブレットなどを活用し、対応していきたいと考えております。

次に、災害時の避難所の表記や避難者への対応についてではありますが、町地域防災計画では、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災環境づくりに努めることとされており、その中に、避難場所等の表示の多言語化や、外国人の情報伝達体制の整備等が規定されております。町では、避難所の外国語表記については、現在、新設した原子力防護施設の入口看板には、英語及び外国人でも理解しやすい避難所を意味するピクトグラム表記の対応をしております。

また、災害時の外国人避難者の対応については、避難誘導時や避難所での情報伝達及びコミュニケーション手段として、タブレット等を用いた翻訳アプリ等の活用を検討していきたいと考えております。また、国においては、外国人労働者の円滑な受入の促進と共に、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、行政・生活情報の多言語化や相談体制の整備、災害発生時の情報発信等の充実などの取組に対し、財政支援を実施していくこととしておりますので、今後、この制度を活用するなどし、多言語に対応できる有効な対策を検討していきたいと考えております。以上、堂下議員のご質問に対する答

弁といたします。

なお、その他のご質問については、担当課長から答弁させますので、宜しく
お願いします。以上です。

寺井強議長 関田まち整備課長。

関田勝行まち整備課長 議長。

堂下議員の空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

近年、空き家等については、とりわけ景観、防犯、防災といった観点から、
廃屋、危険家屋への対応が地域における大きな課題となっています。

平成29年3月に策定した志賀町空き家等対策計画では、10年後、20年後の町
の空き家数の推計は行っておりませんが、国の平成25年度住宅統計調査による
と、空き家率は16.9パーセントとなっており、5年前の調査時より3.7パーセ
ント増加しており、今後も増加していくものと考えております。現在、町では
志賀町空き家等対策計画に基づき、空き家等の発生を抑制する取組や利活用策、
そして、特に危険な空き家等である特定空き家等への対応が重要な課題である
と認識しているところであり、平成30年3月に、石川県建築士会と協定を締結
し、調査を行う中で、これまでに8件を特定空き家として判定し、所有者に指
導してきた結果、昨年度には2件、今年度は、既に2件の空き家の解体をして
いただいております。今後も引き続き、県建築士会と連携を図りながら、特定
空き家等判定委員会で審議していただき、指導等をしていきたいと考えており
ます。空き家の発生抑制への対応としては、志賀町空き家等対策計画を町の広
報誌やホームページに掲載し、管理は所有者が自ら行うことや、利活用等の助
言、空き家リフォームの支援などについて、周知を行っております。また、空
き家管理の委託業務について、町シルバー人材センターと協定を結び、これま
で広報してきたところではありますが、今後、さらに、固定資産税の納税通知書
にリーフレットを同封するなどし、周知していきたいと考えております。空き
家の利活用につきましては、平成24年度に志賀町空き家バンクを開始していま
すが、これまでに41件の登録があり、売買11件、賃貸11件の22件が契約につな
がっており、現在、16件が登録を継続している状況にあります。契約に至った
物件を見ますと、まずは、きれいで新しい物件、次に、古民家風の物件、さら
には、前面道路が広いといった物件が好まれているようです。

さらに、本年4月からは、株式会社ライフルと提携を結び、全国版空き家バンクに志賀町空き家バンクも掲載する手続きを行っており、引き続き、空き家バンクへの登録物件の増加と売買などの契約につながるよう、周知していきたいと考えております。町としては、今後も、関連機関と連携を図りながら、空き家等の適正な管理等に努めていきたいと考えております。以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 小泉町長。

寺井強議長 6番 堂下健一君。

堂下健一議員 2点ほど再質問をさせていただきます。

1点目ですけど、多文化共生がさかんに言われております。それで色々な意味で言語も必要ですけど、各国よりいらっしゃった方の、例えば食生活によってはある特定のものは食べられないということがあり、我々はなかなか知る機会が少ないもので、そういったことも含め町で教育していくことが、単に海外へ行くことだけではなくて国内の中で我々の身近な中でできることはあると思うので、そういう面でも配慮していただきたいと思います。

2番目の空き家対策でありますけども、10年後、20年度に空き家としてならざるを得ないという空き家がかなりあると思います。みなさんの中にも多くは、2代目、3代目が家を継いでくれるという補償はないと思います。そういった意味におきましては、今から家をきちんとどのように管理していくのか、誰が引き継いでくれるなり、移住してくれる人がいるなりとなれば一番いいわけですが、きれいで新しく、古民家風で、道路に面したきちんとした家は数的に少ないと思います。そういった意味では、先日テレビでやっていましたが、福井県小浜町の中では、この8年間で51件も新しい人に渡している。NPOでやってましたけど、きちんとためらっている人に対しての親身に相談に乗って、新しい人に見てもらって更にアフターケアも含めた取り組みをしていました。そういった意味では空き家に対して息の長い取り組みがこれから必要になってくると思います。特に国道に面した朽ちた倒壊寸前の家も予測されますので、それはもう持ち主に対してどけないと除雪の邪魔になったり、救急車の邪魔になったりそういった問題が必ず起きてくると思いますので、対応していく必要があります。答弁お願いします。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

堂下議員の再質問にお答えいたします。まず町内における外国人の対応についてということでもありますけど、様々な生活様式によって様々な問題が生じてくるということでもありますけども、堂下さんが会長である日中友好協会など、そのような団体にも色々お声かけをして、どのような問題があるか調査しながら、対応していきたいと考えております。続きまして、空き家の問題でありますけれどもこれにつきましても今後色々な団体、関係機関と連携をとりながら、どのような活用方法があるのか、どのような空き家の販売といいますか、利活用があるのか考えながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 質問はありません。以上であります。

寺井強議長 4番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

4番 稲岡です。初の一問一答ですので、不手際等はどうかご容赦ください。

また、今回から反問権が適用されるということで、執行部におかれましては、御手柔らかにお願い申し上げまして、通告に従いまして、質問いたします。

初めに森林政策についてお聞きします。本年3月27日、参議院にて森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が可決され4月1日より施行されております。また、同日、森林経営管理法も施行され、市町村が森林所有者や林業経営者との仲介役となって、将来にわたって適切な森林管理を担うこととなりました。いわゆる森林バンク制度がスタートしたのです。本町の今年度予算でも新規に森林経営管理事業として意向調査等の委託料が計上されており、また今回の定例会でも基金を設立する条例案が提出されております。そこで、本町における森林政策に関して、以下の3つの点をお聞きしたいと思います。

1つ目は、町の現状と現在の体制についてです。本町の森林面積とそこに占める私有林人工林の面積および林業従事者数はどのくらいなのか。また、本町の林務担当職員数は何人なのか。また、市町村森林整備計画は策定されているかをお聞きいたします。

次に、今後の体制整備についてお聞きします。森林所有者から経営管理を委託された場合の対応、あるいは所有者不明森林等への対応等、業務量の増加が予想されますが、担当職員の増員や育成等をどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

続いて、国、県との連携についてお聞きします。

先行しているいしかわ森林環境税事業との連携やあるいは、国、県の専門職員による技術的支援の要請等、国や県からの協力をうけながら、あくまで本町が主体的に森林経営体制を構築するべきだと考えますがいかがでしょうか。以上3点お聞きします。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

稲岡議員の森林政策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、本町における森林の状況についてであります。面積は、約1万6千ヘクタールと、町の総面積の約66パーセントを占めており、そのうち、私有林人工林面積は、6,235ヘクタールで、林業就業者数は15名であります。

本町の林務担当職員数及びこの法整備に伴って、業務量の増加による職員の増員や育成については、本年4月から農林水産課の職員を1名増員しており、林務を担当する職員については、他の業務と兼務ではありますが、2名が担当しておりますので、これを機に積極的に専門の研修に参加させるなど、担当職員のスキルアップを図っていきたいと考えております。また、国土保全等を目的とした森林法に基づく、本町の森林整備計画については、10年間の計画を策定しており、5年毎に間伐及び立木や竹の伐採等、計画の見直しを行うこととしております。近年、森林経営や整備に関して、全国的に、所有者の経営意欲の低下や、所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在、さらには、担い手不足により、従来の施策では対応できない状況となってきております。

このような課題を解消するために、新たに森林経営管理法が制定をされ、市町村が管理することができるようになったわけではありますが、このようなことを踏まえてですね、志賀町森林整備計画との整合性を図りつつ、森林所有者、町、林業経営者との間ですね、効率的な森林経営体制を整備し、森林経営計画を策定していきたいと考えております。また、これに必要な経費については、森林環境

譲与税を活用していくこととなります。さらに、いしかわ森林環境税の活用についても検討を進め、森林の整備・管理体制の確立を図っていきたいと考えております。以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 ご答弁ありがとうございます。本町の私有林人工面積は6,215ヘクタールで、全国の市町村千ヘクタール以上の私有林人工面積を所有がある自治体担当職員は、今林務を担当する職員が1名ないし0名、2名というのが大半を占めているそうであります。本町2名、兼務であるが2名いるということで、今後もスキルアップ、また可能であれば、業務量増加することも予想されますので、兼務でも構わないので、増員等があればいいと思います。また、国、県からのフォレスター等の支援等の検討はされましたか。以上です。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

稲岡議員の再質問についてお答えいたします。国、県からの人員のヘルプということでもありますけれども、今後の状況を見ながら、その用場場合であれば国、県にお願いしたいと思っております。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

ありがとうございます。森林政策今後益々重要になってくると思いますので、さらなる政策の充実を期待しております。

次に、官民連携についての質問に移りたいと思います。4年前、平成27年9月議会で、私、PFIと呼ばれる官民連携事業について質問いたしました。その際町長、先進事例を参考に検討するとの答弁を頂いた。全国の先進事例を見ますと、地域優良賃貸住宅に関するPFI事業が多々見られました。富来地域において昨年、地域優良賃貸住宅であるますほの丘住宅の単身者棟が建設され、現在はファミリー棟の建設が順調に進んでいますが、本事業についてPFIあるいはPPP官民連携事業の検討はされたのでしょうか。お聞かせください。また、今後、保育園の統廃合や公共施設整備にむけて官民連携事業を検討すべきだと考えますが町長のお考えをお聞かせください。

現在、設立に向けて準備が進められているDMOも官民連携事業の一環と言え

ます。事業内容を広く住民に周知し、地域全体を巻き込んで観光誘客を推進すべきだと考えますが、所感をお聞かせください。以上であります。

寺井強議長 山下企画財政課長。

山下光雄企画財政課長 稲岡議員の官民連携についてのご質問にお答えいたします。

平成27年第3回定例会で、PPP、PFI手法の活用について、答弁しましたが、PPPとは官民連携事業の総称であり、本町が既に導入している指定管理者制度などが主な活用手段であります。また、PFIとは、PPPの枠組みの中で、民間事業者が公共施設等の運営権を認めることにより、民間資金と経営能力・技術力を活用し、民間事業者が長期に安定して公共施設等の運営・維持管理を行うことが可能となる事業であります。ますほの丘住宅建設につきましては、PFI事業について検討した結果、民間事業者の選定等の手続きや事業開始までに多くの時間を要するといったデメリットをはじめ、採算性の面から、引き受けてくれる民間事業者がない場合も想定されるといった課題が生じました。このため、早期に事業を推進するために同時並行で進めていた県との協議の結果、国の補助金である社会資本整備総合交付金の採択を受ける見通しとなったことから、PFI事業を選択しなかったものであります。PFI事業の導入については、現時点では、具体的な施設の取り組みは予定していませんが、老朽化した公共施設等の改修、維持保全などを効率的・効果的に進めるために有効な手法の一つであると認識しております。

保育園の統廃合や公共施設整備に向けた官民連携事業については、今後、導入した場合のメリット・デメリットなどを検証したうえで、取組を検討していきたいと考えております。以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、DMOに関する官民連携につきましては、商工観光課長が答弁しますので、宜しく申し上げます。

寺井強議長 荒川商工観光課長。

荒川仁商工観光課長 議長。

稲岡議員の官民連携についてのご質問のうち、DMOに関して、お答えをさせていただきます。現在、観光庁が推し進める政策として、平成27年度からDMOによる観光政策が全国的に展開されております。このDMOとは、Destination Management Organization (デスティネーション マネジメント オルガニゼーション)

ソ) の略で、直訳しますと、行き先を管理する組織ということになりますが、国が進める日本版DMOの考えは、地域の稼ぐ力を引き出し、多様な関係者と協働をしながら観光地域づくりを実現する法人ということでもあります。これまで、地域観光については、観光協会が主体となっておりましたが、DMOにより、行政や経済団体、農林水産業従事者、地域住民など、地域全体が関わり、受け皿となって観光戦略や誘客を行うことになり、議員がおっしゃるように官民が連携をして行う事業であります。石川県内におきましても、石川県観光連盟をはじめ、4市の観光協会が登録法人になっており、ななお・なかのとDMOと志賀町観光協会が、本登録前のDMO候補法人になっています。

このDMOの登録を受けるには、法人化が必須のため、志賀町観光協会では、会員の勉強会を毎月実施しており、まずは、来年4月を目標とする法人化によりDMOの登録申請を行い、協会の足場を固め、その後、関係団体や地域住民と調整を図りながら、趣旨とする協働による観光地域づくりを目指すものであります。

町としましても、このDMOには、交流人口の拡大推進や地域資源を活かした観光推進を期待しており、法人化及びDMOの登録・運営について、支援していきたいと考えております。以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

官民連携事業について、もう一度再質問いたします。地域優良賃貸住宅の中では、デメリットの方が大きかったため、また、採算性の問題のため、民間事業者がいなかったということで、検討したが断念した認識でよかったですかと思えます。今後も本町でDMO事業を検討した場合、民間事業者が採算性の面で断念するケース等あるかと思いますが、引き続き検討を重ねDMO事業の採用に支援していきたいと思えます。以上です。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 稲岡議員の再質問にお答えいたします。

P F I の活用ということで、ありますけども、町としてはできるかぎり民間が参入しやすい状況を作りたいと思えますけれども、やっぱり町としてもコス

トを考えておりますので、できるだけの検討をしながら、こちらにとっても、民間にとっても有利であれば利用していきたいと考えておりますのでよろしく
お願いいたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

以上で終わります。ありがとうございました。

寺井強議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 議案第39号ないし第44号、請願第4号ないし第6号

(委員会付託)

寺井強議長 次に、町長提出 議案第39号ないし第44号及び請願第4号ないし第6号を、
お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

(休 会)

寺井強議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明12日から17日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、明12日から17日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月18日、午後2時から会議を開きます。本日は、これにて散会します。

(午前11時52分 散会)